

姫路市総合福祉会館団体登録について

1 団体登録制度の目的

団体登録制度は、社会福祉の向上を促進する活動を行う団体を支援するために、姫路市総合福祉会館に登録いただく制度です。

登録団体に活動の場を提供し、各団体が交流や活動の場を広げて、ネットワークを形成することを目的としています。

2 登録及びその要件

下記の要件①をすべて満たす団体を「登録団体」として、またその団体が会館で行われたい活動又は事業のうち、要件②に該当するものを「登録活動又は事業」としてそれぞれ台帳に登録します。

〔要件①（団体の要件）〕

(1) 主として社会福祉の向上を促進する活動を行っていること。

◆社会福祉の向上を促進する活動とは・・・（具体例）

- ア 社会福祉法第4条に基づく地域福祉の推進に関する活動
福祉サービスを必要とする地域住民等の社会参加の機会確保に関する活動
- イ 社会福祉法第26条に基づき社会福祉法人が行う公益を目的とする事業
- ウ 更生保護法第1条の目的の実現に資する活動
犯罪をした者や非行のある少年を社会の中で自立、更生させる活動
- エ 市の実施する各種福祉施策と密接に関連した活動
市の福祉関係部署との協働事業、補助を受けて行う事業など

(2) 営利活動、宗教活動又は特定の政党若しくは公の選挙に関し特定の候補者を支持する活動を目的としないこと。

(3) 定款等により、その団体の目的、組織及び運営方法が明確に定められていること。

(4) 定款等に定める団体の事務所の所在地又は代表者の住所が市内等であること。（ただし、NPO法人等については、定款上の事務所の所在地が姫路市内等にあること。）

(5) 団体の構成員が5人以上で、過半数が市内等に在住又は通勤、通学していること。

◆(4) (5)の市内等とは・・・

姫路市と連携協約を締結し、播磨圏域連携中枢都市圏を形成している以下の市町が対象です。
姫路市・相生市・加古川市・赤穂市・高砂市・加西市・宍粟市・たつの市・稲美町・播磨町・市川町・福崎町・神河町・太子町・上郡町・佐用町

(6) 姫路市暴力団排除条例の趣旨に反しない団体であること。

(7) 過去6か月間に(1)に規定する活動実績があり、将来も継続して活動を行う団体であること。

(8) 会館の事業及び運営に協力する団体であること。

（各種アンケートへの協力、講座やセミナーなどへの積極的な参加など）

〔要件②（「登録活動又は事業」の要件）〕

(1) 要件①の(1)アからエのいずれかに該当すること。

(2) 要件①の(2)に該当すること。

(3) 介護保険、障害福祉サービス事業等の給付対象でないこと。

3 登録団体が行う登録事業に対する支援

- (1) 会館の会議室、ロビー・交流スペース使用申し込みの優先（6か月前の月の初日から受付）
- (2) 会館の会議室、ロビー・交流スペース使用料の減額（5割）
- ◆姫路市市民活動・ボランティアサポートセンター登録団体の場合◆
- (3) 会館のボランティア活動室の利用（事前予約が必要）

4 登録団体の遵守事項

上記3(1)又は(2)の支援を受けて会議室等を利用する場合は、入場料等の徴収又は商品の展示、販売はできません（ただし、入場料等の総額が当該施設で行う活動に要する経費の範囲内の場合、又は市長が公益上必要と認めるときは除く）。

5 提出していただく書類

- (1) 団体登録申請書
- (2) 定款等（活動目的、役員の選出方法、運営方法、会費の有無などを記載したもの）
登記された法人の場合は直近3ヶ月以内に取得した登記簿でも可。
- (3) 会員（役員）名簿（上記の登記簿コピーでも代用可）
- (4) 活動計画書（直近の年度単位での活動計画がわかる資料）
- (5) 活動実績報告書（直近の年度単位での活動実績がわかる資料）
※登録期間は、登録した日から翌年3月31日までとなります。
（継続には毎年更新登録が必要です）

6 提出先

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地
姫路市総合福祉会館
TEL：（079）221-2131